

木曽三川下流部における 係留船の現状と問題点について

木曽川下流河川事務所

不法係留船とは？

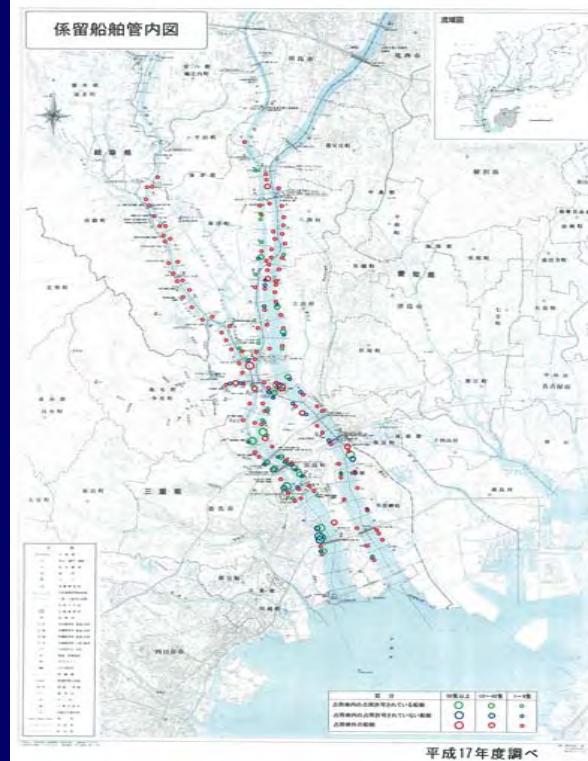
河川区域内において係留杭や棧橋等を河川管理者の許可(河川法第24条、第26条)を得ずに設置し、係留しているもの

河川区域内において施設は設置しないが、同一場所に長期間係留または放置され、他の者の利用を妨げているもの(河川法第24条違反)

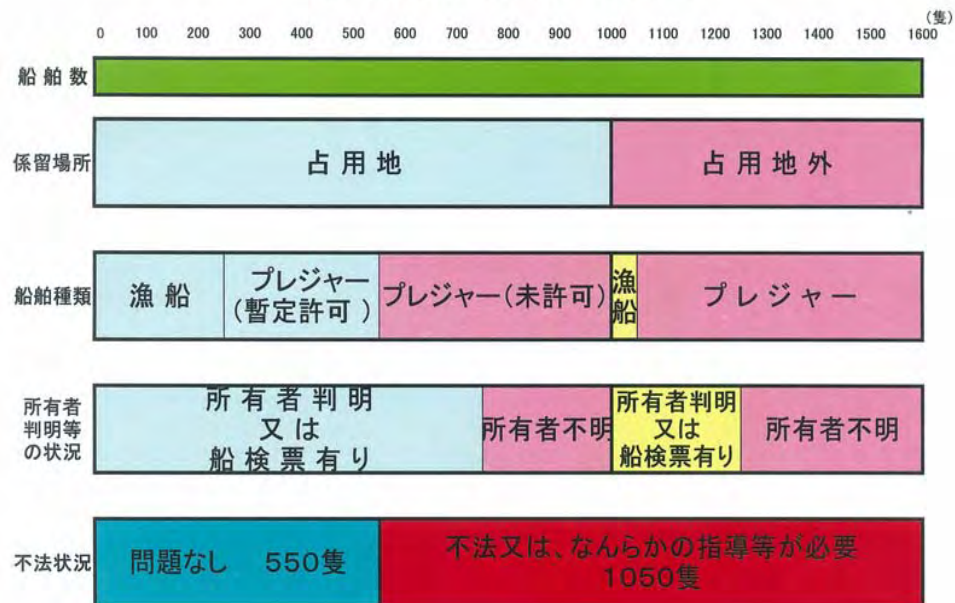


河川管理者の許可に基づかず河川区域内に係留している船舶は、不法係留船であり河川法に基づく強制的な撤去措置の対象となる。

管内における係留船等の現状



係留船等の状況



栈橋の設置状況



管内には124箇所の不法設置栈橋がある。

不法係留船と不法係留杭



河川法第24・26条違反

不法係留船と不法栈橋





橋梁にロープで繋いである不法係留船



放置され朽ち果てた不法係留船



不法棧橋



不法棧橋

屋根まで取り付けられた不法棧橋
(河川法第24・26条違反)

河川内における 係留船・棧橋の問題点

河川区域内の不法係留船の問題点

- ① 治水上の支障
 - ・洪水の流下阻害
 - ・洪水時の流失による河川管理施設等の損傷
 - ・河川工事への支障
 - ・津波・高潮の被害を拡大
- ② その他の支障
 - ・油漏れ事故等の発生
 - ・自由使用の妨げ
 - ・景観の阻害
 - ・護岸に係留環を打ち込むなどの河川管理施設等の損傷

流出による橋梁の損傷
(太田川河川事務所 広島県)



堰上げによる越水・破堤を生ずる恐れもある。

いたずらによる流出



長良川河口堰に流れ着いた。

津波・高潮の河川遡上によって 予想される河口域での災害

- ①河川内における係留船舶の漂流
- ②漂流船舶による橋脚への衝突
- ③漂流船舶の水門への流入：水門閉鎖に障害
- ④漂流船舶の堤内地への流入と家屋破壊
- ⑤繰り返す津波来襲による河岸への漂流船舶の漂着：緊急物資搬入への障害

高潮により堤防へ乗り上げた船舶



沈没船からの油漏れの状況



ホームレスが住み着いた不法係留船



河川管理施設の損傷



護岸に係留杭が打ち込まれている。

近隣のマリーナの現状

マリーナ保管可能数 (木曾三川河口部における不法係留船舶対策資料)

平成19年6月調べ

	マリーナ名	施設種別	保管可能数	現在保管数	現在空き数
1	伊勢湾マリーナ(四日市市)	民間	120	110	10
2	霞ヶ浦運動用舟艇場(四日市市)	四日市市	30	30	0
3	ヤマトマリーナ(鈴鹿市)	民間	55	20	35
4	スズキ白子マリーナ(鈴鹿市)	民間	14	7	7
5	マリーナ河芸(津市)	三重県	375	150	225
6	伊勢湾海洋スポーツセンター(津市)	三重県	285	259	26
7	木曾川マリーナ(弥富市)	民間	80	40	40
8	グレートマリン(飛島村)	民間	50	40	10
9	新舞子ポートパーク(知多市)	名古屋港管理組合	210	210	0
	集計	マリーナ 収容可能数→	1219	866	353

近隣マリーナの場所



近隣には大型マリーナがない。

マリーナ河芸



大型マリーナだが遠い。(津市)

現在までに実施してきた 不法係留船対策

注意看板の設置



変形護岸の設置状況



管内に34箇所(収容可能数約800隻)

変形護岸



平成14～18年度 廃船処理件数

河川区域内の所有者不明の放置船処理を、廃船調査に基づき実施している。

	廃船調査船数	廃棄物認定船数	廃棄処理船数
平成14年度	27	16	14
平成15年度	26	14	18
平成16年度	29	22	22
平成17年度	24	20	13
平成18年度	32	22	1
計	138	94	68

廃船処理には1隻あたり5～10万円の費用がかかる。



船頭平長良川水路における不法占用の対策前の状況



船頭平長良川水路における不法占用の対策前①



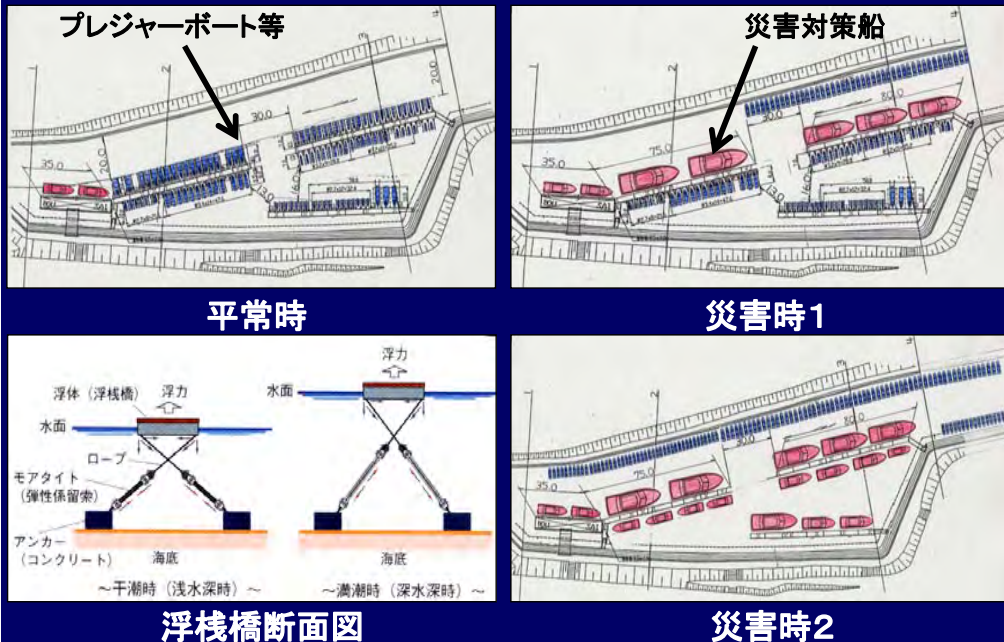
船頭平長良川水路における不法占用の対策前②



船頭平長良川水路に暫定係留施設と効用を兼ねる防災用船着場を整備する理由

- ① 防災対策としての防災用船着場の整備
緊急時の避難ルート及び物資輸送ルートの確保
- ② 不法係留船対策としての暫定係留施設の整備
不法占用施設撤去後の係留船の拡散防止の為の受け皿の確保
- ③ 環境整備
重要文化財の船頭平閘門・船頭平河川公園など周辺環境との調和

暫定係留施設と効用を兼ねる防災用船着場イメージ図



整備された船頭平棧橋



占有者(船頭平地区環境整備協議会)により整然と管理されている。

船舶係留者による訓練(油漏れ事故対応)



毎年、係留船所有者による防災訓練を実施している。

船舶係留者による訓練(落水者救助訓練)



最近の不法係留船対策の動き

計画的な不法係留船対策の促進について 平成10年建設省河川局長通達

河川管理者による不法
係留船対策に係る計画
の策定

- ①重点的撤去区域の設定・同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画の策定
- ②暫定係留区域の設定・同区域における暫定係留施設の設置に係る年次計画の策定
- ③斜路・船舶上下架施設の設置に係る年次計画の策定
- ④河川における恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画の策定

「河川水面の利用調整
に関する協議会」の意
見

学識経験者
地方公共団体
警察機関
他の公共水域管理者
河川管理者等で組織

地域住民の
意見

ふれあい懇談会
各種苦情・要望

全国的な不法係留船対策取り組み状況

(1) 重点的撤去区域を設定している河川

・平成10年の河川局通達を踏まえ、重点的撤去区域を設定している河川は以下の30河川である。

全国の河川にみる重点的撤去区域		平成18年3月現在	
整備局名・都道府県名	水系名	河川名	撤去区域設定年月日
関東	利根川水系	江戸川	H13.3
北陸	関川水系	関川	H10.7
		保倉川	
		戸野自川 御館川	
近畿	丹山川水系	気比川	H17.3
		揖保川水系	
		中川 元川	
中国	九頭竜川水系	九頭竜川	H17.7
	太田川水系	太田川	H10.9
千葉県	利根川水系	旧江戸川	H13.1、H16.8
		新中川 旧江戸川	H16.8
東京都	利根川水系	新中川	H15.1
		旧江戸川	H16.8
		堀川	H15.4
神奈川県	大岡川水系	侍従川	H12.1
		堀割川	H13.3
		中村川 堀川 大岡川 大岡川分水路	
新潟県	関川水系	保倉川	H10.7
		戸野自川	
		御館川	
福井県	九頭竜川水系	関川	H18.3
		竹田川	H17.7
兵庫県	喜瀬川水系	喜瀬川	H14.12
	淀川水系	旧猪名川	H15.9
	夢前川水系	水尾川	H16.11
	丹山川水系	気比川	H17.1
	船場川水系	船場川	H18.1
	島根県	斐伊川水系	佐陀川
広島県	太田川水系	京橋川	H10.10
		猿猴川	H13.1、H17.8
計	15水系	30河川	

(2) 条例による不法係留船対策

・不法係留船対策として、自治体が独自で条例や要綱を制定しその対策を実施している。

自治体名	施行年月	条例・要綱等名称	概要	特徴
岡山県	平成3年12月	岡山県プレジャーボート対策要綱	○届出制度あり ○係留・保管重点禁止区域の設定 ○移動規定あり(所有者による移動)	
大阪府	平成6年4月	大阪府プレジャーボート対策要綱	○届出制度あり ○係留・保管重点禁止区域の設定 ○移動規定あり(所有者による移動) ○立入調査規定あり	
横浜市	平成8年4月	横浜市の船舶の放置防止に関する条例	○移動の指導・勧告・命令・強制移動規定あり ○費用徴収規定あり	
千葉県	平成9年6月	千葉県プレジャーボート対策要綱	○届出規定あり ○重点係留保管禁止区域等の指定 ○廃棄規定あり(所有者による廃棄) ○罰則あり	
長崎県	平成10年9月	長崎県プレジャーボート対策要綱	○届出規定あり ○重点係留保管禁止区域等の指定 ○移動の命令規定あり(各法令に基づく)	
広島県	平成10年10月	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	○届出規定あり ○放置規制区域の設定 ○放置規制区域の放置に対する移動・指導・勧告・命令・強制移動・売却 ○費用徴収規定あり	H10.2 計画的な不法係留船対策の促進に関する通達(河川局)
神奈川県	平成10年11月	神奈川県プレジャーボート対策要綱	○重点係留区域の設定 ○重点撤去区域の設定 ○移動措置あり	
静岡県	平成12年1月	静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例	○届出義務あり	・他の法令による規制措置の明確化
兵庫県	平成13年7月	兵庫県プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱	○係留施設等の整備計画 ○係留誘導区域の指定 ○放置船舶への移動指導	H13.4 漁港法改正による放置船対策
神奈川県	平成13年12月	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	○係留保管場所の確保及び届出規定 ○罰則あり	・保管施設の確保を義務づけ
東京都	平成15年1月	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例	○適正化区域の指定 ○船舶の移動 ○罰則あり	・代執行より短い期間で撤去できる仕組み
千葉県	平成15年1月	千葉県プレジャーボートの係留保管適正化に関する条例	○適正化区域 ○罰則あり	・災害時などに危険な区域等での係留適正化を要請
滋賀県	平成18年7月	滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	○保管場所の確保 ○指導及び警告 ○罰則あり	・保管場所以外の公共水域は全て保管禁止 ・保管施設の確保義務づけ

鍋田川不法係留船保管場所

愛知県 海部建設事務所



簡易代執行により撤去した船舶は、6ヶ月間善良な管理者の注意義務をもって、盗難等が発生しないよう保管しなければならない。(保管場所の確保・整備が必要となる)

今後の不法係留船対策

所有者不明の不法放置船

簡易代執行

管内には300~400隻の所有者不明船舶があり、簡易代執行の対象となる。

重点的撤去区域の候補地

海津市海津町油島地先には約100隻の不法係留船舶が係留されている。

候補地

不法係留船及び不法設置棧橋

不法棧橋

重点的撤去区域候補 揖斐川左岸14.0km付近

揖斐川左岸 油島地区の状況 (水上レストラン)

重点的撤去区域の候補地



重点的撤去区域候補 長良川左岸10.0k付近

治水危険性の高い不法係留船長良川右岸 13.8k付近 屋形船



洪水時の流出の危険性が高いため、早期の強制撤去が必要。

主な河川内公的マリーナ

名称	河川名	所在地	設置主体	占用主体	管理主体	収容能力
川原川マリーナ	川原川	岩手県	岩手県	地方公共団体	地方公共団体	55
	新川	東京都	東京都	河川環境管理財団	河川環境管理財団	432
芝川マリーナ	新芝川	埼玉県	埼玉県	河川環境管理財団	河川環境管理財団	120
大場川マリーナ	大場川	埼玉県	埼玉県	河川環境管理財団	河川環境管理財団	167
荒川マリーナ	荒川	新潟県	国土交通省	第3セクター	第3セクター	200
マリーナ上越	保倉川	新潟県	国土交通省	地方公共団体	第3セクター	350
九頭竜川マリーナ	九頭竜川	福井県	国土交通省	第3セクター	第3セクター	322
大東マリーナ	菊川	静岡県	国土交通省	地方公共団体	第3セクター	70
宇布見マリーナ	新川	静岡県	静岡県	河川環境管理財団	河川環境管理財団	423
入出マリーナ	都田川	静岡県	静岡県	河川環境管理財団	河川環境管理財団	218
伊目マリーナ	都田川	静岡県	静岡県			250
三ヶ日マリーナ	都田川	静岡県	静岡県			300
マリーナ河芸	田中川	三重県	三重県	第3セクター	民間団体	375
マリーナ大栄	由良川	鳥取県	第3セクター	第3セクター	第3セクター	171
綾羅木川マリーナ	綾羅木川	山口県	山口県	民間団体	民間団体	87

(参考)

船頭平防災棧橋	長良川		国土交通省	環境整備協議会	河川環境管理財団	90
変型護岸	木曾川		国土交通省	地方公共団体		222
変型護岸	長良川		国土交通省	地方公共団体		452
変型護岸	揖斐川		国土交通省	地方公共団体		132

木曾川下流河川事務所ではこれまでに約900隻分の暫定係留施設を整備してきた。